6　前項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

7　第二項の写し若しくは図面、第三項の図面若しくは説明書又は第五項の証拠説明書（同項ただし書の規定により提出するものを除く。）が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録した光ディスク（第一項の電磁的記録がある場合にあつては同項の光ディスク）をもつて提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

（証拠方法に係る当事者及び参加人の努力義務）

第五十条の二　当事者及び参加人は、証明すべき事実に照らして証拠方法が必要かつ十分なものになるよう努めなければならない。

2　当事者及び参加人は、証拠方法が文書又は電磁的記録であつて、当該文書又は電磁的記録中に証明すべき事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載又は電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、当該文書の写し又は当該電磁的記録の複製において当該関連性を有する部分を明らかにするよう努めなければならない。

第五十条の二の二　（略）

第五十条の二の三　（略）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第五十一条の二　審判長は、特許法第百四十五条第七項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2～4　（略）

（口頭審理における陳述の録音）

第五十三条　審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、当該陳述の録音により作成された電磁的記録を反訳した調書を作成しなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による通訳人の関与）

第五十四条の二　第五十一条の二の規定は、特許法第百四十六条において読み替えて準用する民事訴訟法第百五十四条第二項後段に規定する方法によつて通訳人に通訳をさせる場合について準用する。

（口頭審理調書の記載事項）

第五十五条　（略）

2・3　（略）

4　特許法第百四十七条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百六十条第三項の異議が述べられたときは、審判書記官は、調書に異議が述べられた旨及びその内容を記載しなければならない。

5　第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

6　第二項の写し若しくは図面、第三項の証拠説明書（同項ただし書の規定により提出するものを除く。）又は第四項の図面若しくは説明書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第五十条の十一において同じ。）で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。）をもつて提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

（新設）

第五十条の二　（略）

第五十条の二の二　（略）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第五十一条の二　審判長は、特許法第百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2～4　（略）

（口頭審理における陳述の録音）

第五十三条　審判官は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭審理における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

（新設）

（口頭審理調書の記載事項）

第五十五条　（略）

2・3　（略）

（新設）